１　弟、巖の死刑囚としての人生

私達家族は、親兄弟一切警察のご厄介になったものは一人も居りません、実直に平凡に暮らして居りました。それがある日突然、殺人犯と言うそれも４人も人を殺したと言う事件に巻き込まれました。弟巖は殺人犯と言うのです、それはもう驚きの連続でした。本人は白ですと言う訴えを最初から申し上げて居りました。でも４７年７か月拘置所に止め置かれました。それも死刑囚として。狭い３畳程の部屋の中に押し込められて居りました。

そして、精神に異常をきたしたのです。４７年もそんな中に閉じ込められて居れば、そうなって当たり前と私は思って居ります。死刑判決が決まった後、様子がおかしくなり、面会拒否が長い間続きました。それでも私は「家族はあなたを応援しているよ」と伝えたくて、会えなくてもいいので、毎月一回、必ず拘置所に通いました。

２　５８年間の闘いと苦しみの年月

幸い再審がはじまりました、今は晴れて無罪放免となりました。５８年闘ってまいりましたが、長い間、見えない権力との闘いでした。誰といつまで闘うのか、まるで先が見えず、それは苦しい年月でした。それでも私は自由に生きてこられました。
巖が釈放されて、１１年目になりますが、未だ後遺症は癒えていないのです。まともな会話もできません。一人の人間をこんなにひどい目に合わせるとは。弟は３０才で逮捕され、一生涯を台無しにされました。

この間、国は何をしていたのでしょうか

３　特に改められるべき二つの点　証拠開示と検察官抗告の禁止

また、巖の再審開始のきっかけに、証拠開示がありました。弁護団の皆さんが「出た！　開示された！」と色めき立ったのをよくおぼえています。このことにしても、死刑判決が確定してから３０年もかかってしまったわけです。もっと早くに開示されていれば巖の苦しみも短くて済んだはずです。もちろん今、苦しんでいるみなさんも。やはり、そこにあるものを隠すなどということはあってはならないのです。ましてや、人の命にかかわることです。法に不備があるのでしょうから、一刻も早く改めていただきたく存じます。

村山裁判長のおかげでやっと、巖に自由がやってまいりました。しかし、検察官の抗告によって「真の自由」を得るまでにさらに 10 年かかりました。「もしかしたらまた拘置所に戻されるかもしれない」と、周りは大いに気をもんでおりました。私自身は「再収監できるものならやってみろ。私が代わりに入ってやる。監獄なんて一度も入ったことはないから、冥途の土産にちょうどいい」くらいの覚悟をしておりました。
長い時間でした。巖も衰えました。再審を待たずに亡くなった方や不運にも獄中死してしまった方などのことを考えると、速やかに再審を行うべきです。証拠の問題とあわせ、法の改正が必要です。

４　速やかで適切な法改正を

再審法に不備があることは間違いありません。是非、改正を急ぎ、法律の不備についての訂正をお願い申し上げます。

巖だけが助かれば良いと言う問題ではございません。最初のうちは、冤罪被害など私達家族のみのことと思って居りましたが、そうではないことがわかりました。今も冤罪で苦しんでいる方々が多勢いらっしゃいます。巖が長く苦労したことがせめて、法律の改正という形で役に立つのであれば、私たちにとって、これ以上の幸せはありません。

法務省の皆様、弟巖が４７年７か月頑張ってきたということを、人間として考えて頂けますでしょうか。

再審法改正を早急にお願い申し上げます

袴田ひで子